

2019年11月5日(火)からスタート!

住民票とマイナンバーカードに

きゅう うじ

旧姓(旧氏)が併記できます!

氏名 番号 太郎
住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地
性別 男
平成 年 月 日
カードをお持ちの方は
追記欄に旧姓が
追記されます(記載例)
旧氏 □□ 令和元年11月5日

氏名 番号 [○○] 花子
住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地
性別 女
平成元年 3月31日生
電子証明書の有効期限

住民票にも
旧姓(旧氏)欄が!

ここに
旧姓!
入ります!

ここに
旧姓!
入ります!

マイナンバーカードに
旧姓(旧氏)が併記されることで、
旧姓が各種証明に使えます!

ここに
旧姓!
入ります!

旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場で、その証明に使えます。



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!

